

Title	市政論研究の發展と其の文献について (上)
Sub Title	
Author	島田, 久吉 (Shimada, Hisakichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1939
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.18, No.1 (1939. 4) ,p.149- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19390430-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

市政論研究の發展と其の文献について(上)

島田久吉

一

市政論すなはち市政の研究は米國に於て肇つた研究部門と云つて差支ない。而して比較的最近の産物であることは周知の通りである。勿論、都市そのものの研究は最近のことではない。人類の文化史上に占むる都市の重要性に鑑みて、文化史は即ち都市史に外ならないと稱せられるくらいであるから、史學に於る之の方面の文献は古來より汗牛充棟もただならない。しかし乍ら之等の文献は今日の市政論の立場に立つたものでないことは敢て斷はる迄もないのである。市政論の立場は都市の政治學的研究である。換言すれば政治學の立場より行ふ都市生活の研究である。従つて、農村社會學に對比せられる都市社會學、(Urban Sociology)農村經濟學に對する都市經濟學(Urban Economics)、法律學の立場に立つ市制の研究、また新しくは人文地理學の一部門である地政學(Geopolitics)に含ま

(149)

(150)

るる都市地理學等と同列に位する學問である。併し乍ら之等一連の學問はつれも比較的新しい學問であるから、其の分野は未だ判然と區別せられる迄に至つてゐない。寧ろ完全なるマーカーケイションは不可能であると言つた方が適當かも知れない。已に二百年の昔、Thomas Madox は英國に於る自治體の政治を研究せんとして、斯かる研究を適當に行はんとせば實に種々雜多な問題を取つておこななければならぬ (must take in a great variety of matter) と云つてゐる。(T. Madox, *Firma Burgi*, 1722) 此の二つの言葉を讀んで最近まで疑つておる人は、或る方面より、たゞくは市政研究の文獻中へこの問題を讀み取らぬと云ふ Municipal Government in Great Britain (1895) 中へ及び難せ

“The Science of the modern city——of the ordering of common concerns in dense population-groups——draws upon many branches of theoretical and practical knowledge. It includes administrative science, statistical science, engineering and technological science, sanitary science, and educational, social, and moral science. If one uses the term City Government in the large sense that makes it inclusive of this entire ordering of the general affairs and interests of the community, and further, if one grasps the idea that the cheerful and rational acceptance of urban life as a great social fact demands that the City Government should proceed to make such urban life conduce positively to the welfare of all the people whose lawful interests bring them to-gather as denizens of great towns, he will understand the point of view from which this book has been written.” (ibid, p. 3.)

と云つてゐるのを見ても知れる。しかして、市政論と云つて、猶五十年も新しい都市社會學の範圍が目下の處まで

ぶる漠然としてゐて、其の内容の種々雑多なることを見れば、Albert Shawの言も其の時代に於ては、當然のこととして首肯せられるのである。因みに都市社會學の未だ極めて僅少なる文献のうちの一つである S. E. W. Bedford の編纂にかかる Readings in Urban Sociology (1927) の内容は實に歴史、地理、經濟學、心理學、土木工學、建築學、病理衛生學、美學、交通論、社會事業、娛樂機關、庭園等に亙つてゐるのである。しかれども斯かる事態も副學問が、日淺く且未完成の學問であることを思へば無理もないこととしなければならぬ。但し幸にして市政論の方は其の特定の範圍が追ひ／＼定まらんとしてゐる傾向にある。即ち純粹の市政論 Municipal Government (時に city government とも稱す) は都市研究のうち其の政治學的方面のみを取掌せんとし、恰も政治學に於る政治學概論の如き立場を取らんとしてゐるのが之である。猶 Municipal Government のほかに Municipal Administration と云ふ名稱を使用する學者があり、其の内容も往々にして殆んど同一のものであるが、最近の傾向は前者の政治學的なるに對して後者を行政學的のものに近かしめんとしてゐる様である。勿論これも一部の現象に過ぎず、John A. Fairlie 教授の如く Municipal Government と云ふ言葉を適確ならずとして、Municipal Administration の題目を採用してゐる者もあれば (同書序言参照) W. B. Munro 教授の如く兩者を區別して Municipal Government and Administration として掲げてゐる場合もある。筆者の如きも後者の立場を至當と考へる一人である。

二

大都市の政治問題は歐洲に於ては、古來からの問題であつたと云はれるけれども、アメリカに於ては比較的新しい問題であるとされてゐる。千七百八十七年に於る憲法制定議會の議事録に徴しても、大都市の發達及び之の發達が招來する問題に關しては、一言の之に言及せるものあるを見ないのである。大政治家アレキサンダ・ハミルトン

は何時の日かアメリカが經濟的に自立し得ることを望したが、其の時は同時に同國に人口の都市集中を起すことを想見することは全くなかつたのである。之に反して、デエファアスは慧眼にも將來起る可き事態につき的確な豫感を藏してゐたが、しかも、都市の増大については悲觀的な觀察を持つてゐたらしい。即ち都市のプロレタリアが其の數と勢力とを増大すればデモクラシイは非常な困難に當面するであらうと豫言したと傳へられてゐる。(W. B. Munro, *The Government of American Cities*, p. 4 参照)

然しながら、之の時代の政治家は都市問題について此の程度の關心しか拂はなかつたのである。このことは獨り政治家のみではない。Alexis de Tocqueville は佛人であつて、しかも合衆國に渡來し、其の政治事情を研究したる學者であり、其の著作『アメリカに於るデモクラシイ』は今日に於てさへ一讀の價値あるものであるが、同著作兩七七百頁の尨大な研究中、市政の問題に關しては僅に一章句を費してゐるに過ぎない有様である。(Democracy in America, Reeve's tr. Vol. I, p. 311)之に比すれば、彼より約百年の後に於る、これまた外客にして米國政治を研究せる第一人者 James Bryce に至れば市政に關して遂に多大の關心を拂つてゐる。彼の名著 *The American Commonwealth* に於て彼は市政の問題に全三章を割つてゐるのである。(Ibid, Vol. I, p. 628-656)しかも彼は其の冒頭に於て大都市の増大は國民の性質に最も顯著にして且甚だ不幸なる變化を與へたと嘆じてゐるのである。之の點デエファアスの前言と比べて誠に興味がある。然るにアメリカに於る市政の改善は彼の豫想を裏切り、後年の著作 *Modern Democracies* に於ては自ら其の變化に驚愕したと告白してゐる位である。(American Commonwealth は千八百八十八年の著作であり *Modern Democracies* は千九百二十一年の著作である)即ち三十數年間に於てアメリカの市政は面目を一新したと稱して差支ない。而してかかる市政一新は實に同期間に於る同國の市政改革運動と

之に伴ふ市政研究の結果に外ならないのである。

今、アメリカに於る市政改革運動の沿革を述ぶるは本文の趣意でないから茲に觸れないが市政研究の發達が同運動と密接な關係にあり、ともに果となり因となつて今日に至つたことは云ふ迄もない。政治學史、經濟學史の如き市政論史は今日のところ未だ現はれず、又あらはれないのが如何に同學問の新しい産物であるかを物語つてゐる譯であるが、ここに暫く文献の上より見たる市政論の發展を顧みて見やう。

三

アメリカの學問としての市政論が何時頃、發生したか、或は獨立せる研究題目となつたか其の時機を正確に規定することは殆んど不可能と云つて差支ない。蓋し今日の市政論は曾て一般政治學中に包含せられてゐたものが、都市問題の重大化につれて獨立せる一分科をなしたとは必しも見る事が出来ないからである。

John. W. Burgess と並んでアメリカに於る政治學の權輿とも見做すべき Theodore D. Woolsey は千八百四十六年より七十一年に亙るエール大學總長在任中、政治學について廣汎なる講義をなし、退職後その講義をまとめて出版した *Political Science* 二卷(千八百七十七年)はアメリカに於る政治學概論の最初の一つであるが、都市の政治については千二百頁に餘る講義中僅に十頁を費してゐるに過ぎない。(Ibid. Vol. II. p. 374) しかも市政について引用せる文献は殆どなく、僅に同年に於る紐育州の市制制定委員會の報告書に言及してゐるに過ぎない。猶、前掲ブライス卿の米國市政研究の三章は、外國人の研究に成ると雖も見逃し難い業績であるが、Charles H. Laver, more *〇 Town and City Government of New Haven* 等の外、個々の市について二三の書に觸目せるを除くは、米人自身の意見として前紐育市長 Seth Low 氏の言葉を其のまゝ掲げてゐるに止まつてゐる。當時、文献の貧弱な

りしは之れを以ても知る事が出来やう。

また市政論を以て Urbanism より發展したと見ることは猶更不可能である。Urbanism の基本研究たる可き都市社會學が米國學會に於て問題になつたのは奥井教授の云はれる通り千九百廿五年以降と云つて差支ないからである。(三田學會雜誌第廿六卷第十號所載、都市社會學の一考察参照)寧ろ最近に於る市政研究の旺盛なるに刺戟せられて都市の社會學的研究の發生を見たと言ふ方が適切であるかも知れない。

抑々今日の市政論は全く米國に於る特殊の事情から生起した學問であると言はざるを得ない。換言すれば米國に於る實際の必要に迫られて發展し來つたものである。然らば斯かる發展を促したる特殊の事情とは何んであるか。いま之の點を詳細に説明することは差控へるが、學者の最も普通に擧げる理由は第一にアメリカに於る都市の急激な發達である。併し乍ら之の點は從來あまりに重視せられ過ぎたる傾向がある様に思はれる。蓋し Urbanization は近世に於る普遍的現象であつて、必しも米國のみに限られたる現象ではない。これのみを以て同國に於る市政研究の發展原因と云ふことは出來にくいであらう。次に過古に於る市政の腐敗は市政改革運動を醸成したる最大の原因であつた事は周知の通りであり、隨つて之が改革方針並びに方法の検討となり、次いで市政原理の根本的考究に及んで來たことは異論のないところである。しかし乍ら過古に於る市政の腐敗は各國とも經驗せる處であり、殊に之れが米國に於て市政の根本的研究にまで發展したのは、特別の緣由が無ければならない。而して之の緣由をなすものは實に米國に於る各州政府の存在であり、同時に州政府が自治體に對して會て占めたる壓倒的優位の結果であると云はれる。即ち米國に於る市政改革運動は各都市内部に於る改革運動であると同時に、州政府との關係に於てのみ遂行せらるべき運動であつたのである。之の點は Home Rule Movement 所謂る自主市制運動が市政研究勃興

の最初の原動力をなしたことを以て極めて明白であらう。今日に於ては政治學はアメリカに於て最も多く且廣く研究されてゐる學問と云はれて居り、其の理由も種々あるが、聯邦政府と各州政府との關係の複雑なることが、其の研究の旺盛を促したる最初の原因であることは何人も認めてゐる處である。市政論の研究も丁度これと同じ様な關係にあつたのである。市政論史に於て最も偉大なる足跡を残した Frank. J. Goodnow 教授が

The science of municipal government in this country is, however, in such an early stage of development, and as a result, the theories with regard to municipal reform are so various, and indeed so conflicting, that it has been thought wise to leave the realm of theories, based on a priori reasoning, and to endeavour in the delimitation of the sphere of municipal home rule which it has been attempted to make, to find out exactly what is, by the present American law, the sphere of action of municipal corporations, which is recognized as legal and quasi private and in which, therefore, these bodies should move largely uncontrolled. と述べてゐるのは當時に於る此の間の事情を最もよくあらはしてゐると思ふ。(Home Rule, 1895, p. v. vi)

市政の研究が自主市制運動と機を同じくして起つた事は以上の通りであるが、都市自治の確立と共に再び一大飛躍をとげる事になつたことは世人の記憶に最も新しい事であるから多言を要しまい。即ち各州に於る市政研究團體の成立、各都市に於る市制制定委員會の誕生、ことに各種の新市政組織の企圖は全米の都市をあげて、さながら市政の實驗場たるの觀を呈するに至つたからである。たとへば市委員會制、及び市支配人制の由來、ならびに之の新制度が與へたる影響の如何に大であるかは、少しく市政に關心を有するものの忘れる能はざるものである。再び云ふ。市政論は米國に於る特殊の事情から生じた學問であり、都市政治制度そのものの變轉と、形影相隨ふごとく、

ともに因となり果となりつつ、今日に至つたものであり、且、現在に於る米國學會の本問題に對して有する熱意に鑑れば、將來益々發展すべき性質のものであらう。

四

前節に於て、市政論の誕生の時機は、之を正確に定めることは不可能であると云つたが、大體に於て、千八百九十年代が其の時機であるといへば、必しも不當ではないと思ふ。

蓋し今日の市政概論の先蹤と見做すべき諸著作は多く同年代に發表せられたものであるからである。また之れは、米國各市に於て、市政研究會の續々成立したる時機であり、亦、學會に於る講演に於て、市政の問題が漸く頻繁に取り上げられ來つた時節でもあるのである。

たとへば紐育市のシティ・クラブとフィラデルフィヤ市の市政聯盟の共同主催によつて、理想的なる市政を研究する目的を以て召集せられた會議がフィラデルフィヤに開催せられたのは實に千八百九十四年の正月のことであつた。(之の大會の議事録は、同大會の議長 J. C. Carter の Proceedings, 1895, 並に Conking 氏の City Government 參照) この大會から全國市政聯盟 (National Municipal League) が誕生し、之の聯盟は同年五月、紐育市に於て正式に結成せられるに至つた。此の聯盟は其の所屬團體として、全米の主なる市政改革團體を包含し、同時に主なる市政研究の學者を其の會員としたものである。次いで、千八百九十七年、ルイズヴィルに開催せられたる年次大會に於ては、市政改革案に關する報告をなすべき特別委員會を組織することになり、ニューヨーク市の Horace E. Deming, F. J. Goodnow, Albert Shaw 三氏、フィラデルフィヤ市の Charles Richardson, Leo S. Rowe, Clinton Rogers Woodruff 三氏及びペンシルバニア市の George W. Guthrie 氏の都合七氏が之の特別委員に選任せられた。

之等の人々は何れも市政研究の創始者であり、また市政改革運動の事實上の指導者であつた。之の全國市政聯盟は別にウッドラフ氏を編輯長として、The National Municipal League Series を刊行し、同叢書は市政に關する各種の有益なる研究を逐次發表上梓した。因に同氏は National Municipal Review の主筆をも兼ねてゐた。

市政論 The Science of Municipal Government と云ふ名稱が漸く普及して來たのも千八百九十年代であらう。而して其の創唱者は恐らくグッドナウ教授ではなしかと思はれる。前掲 Albert Shaw 氏の Municipal Government in Great Britain に於て同氏は The science of the modern city と云ふ言葉を使用してゐるが、確然と The science of city government とは言ひてゐない。(同書 p. 3) 自ら法制的研究のみに限定すると稱した、グッドナウ教授が前掲 The Municipal Home Rule の序文中に The science of municipal government と云ふ言葉を使つたのが恐らく之の名稱の嚆矢であらう。ついでに同教授は千九百〇三年コロンビア大學に於て市政論の講義を開始したが、これも恐らく大學に於て市政論の講座を催けたる最初の試みであらう。教授は紐育ブルックリンに生れコロンビア大學の法科を卒業せる後、巴里の Ecole Libre des Sciences Politiques と伯林大學に遊學した。歸米後母校の歴史及び行政法の講師となり、千八百九十一年、教授に就任し、同六年より一年間、政治學科の學部長を勤めた。千九百十三年には支那政府の法律顧問として招ねかれ、十年間、北京に駐在し、退職後は千九百二十八年まで、ジョン・ホプキンス大學の總長として活躍した。公法上の著作多く、中でも Comparative Administrative Law (1893)、Politics and Administration (1900)、Principles of Constitutional Government (1916) 等は有名である。市政論に關する著作には前掲 Municipal Home Rule を初め、Municipal Problems (1897)、City Government in the United States (1904)、Municipal Government (1909) があり、市政論史上最も特筆すべき學者である。或る意味

に於て教授の先聲とも云ふべき Dorman Bridgman Eaton 氏は教授及び前より屢々引用した Albert Shaw 氏並びに、同年代、Annals of American Academy of Political Science 誌上其の他に市政について諸種の論文を發表した J. R. Commons 教授の三人を以て米國に於る市政研究の基礎を置いた功勞者であるとなしてゐる。(The Government of Municipalities, 1899, p. 58)

イートン氏自身も亦、市政改革運動史、ならびに市政論史に逸す可からざる人物である。同氏は千八百五十年、ハーヴァード法律學校を出て翌年、紐育市に辯護士を開業したが、千八百七十年、數名の暴漢に襲はれて、不幸にも重傷を負ひ、其の爲め、法曹界より隱退し、餘命をシヴァイル・サーヴィスの改革に献げたる偉大な人物である。千八百七十七年には大統領ヘイスの依頼を受けて、當時の英國に於る官吏制度改革を調査し、其の結果は有名なる Civil Service in Great Britain (1880) となつて顯はれた。彼は spoils system の排撃者であり、merit system を通じて市政の改革を計らんとし、其等の研究には The Spoils System and Civil Service Reform in the Custom House and Post Office at New York (1881), The Term and Tenure of Office (1882) 等の著作がある。そして紐育市の市政改革は彼の功績に負ふ處すこぶる大なるものがある。千八百七十七年には New York Civil Service Reform League の結成に盡力し、八十一年には National Civil Service League の成立を助け、八十三年には United States Civil Service Commission を設立する法案を起草し、同委員会設立後は初代の會長に推された。市政論につきこの著作には前掲 The Government of Municipalities (1899) がある。

千八百九十五年は「市政論」にとつて洵に忘る可からざる年である。即ちイートン氏の所謂「市政論」成立の基礎をきづいたる一人コンモンズ教授の市政監督に關する州政府の位置を論じたる論文が米國國政治學會年報の五月號に

掲載せられて、同教授は Proportional Representation の著作を以て世に知られてゐる。市政の研究について一般、並に學會の關心に多大の刺戟を與へたのは實に同年であり、アルバート・シウ氏の『英國に於る市政』(Municipal Government in Great Britain) の發表せられたるは同年一月、また同氏の『歐洲大陸に於る市政』(Municipal Government in Continental Europe) が刊行せられたるは同年十月、グッドナウ教授の自主市制論あるひは都市自治論 (The Municipal Home Rule) が上梓せられたのは實に同年四月のことである。大膽に云へば千八百九十五年は實に市政論誕生の年である。

五

アルバート・シウ氏の Municipal Government in Great Britain (1895) は市政論文獻に於る最初の一つである。同書は英國に於る自治の發達及び現狀を紹介して、以て米國に於る市政改善の運動に光明を與へんとしたものである。著者は勿論、ヨーロッパの藥を採つてアメリカの病弊に處方せんとしたものではないが、(同書 p. vi, vii, 参照) 其の研究を以て他山の石となさんとした事は疑ふ可くもない。本書は第一章に於て近代都市の發達及び其の呈出する問題を概観し、第二章に於て、英國自治體の起原と其の改革を略述し、第三章に於て、英國當時に於る市制の運用を紹介し、第四、第五、第六章に於て、グラスゴウ、マンチェスター、バーミンガムの三大都市の市政を具體的に説明して、英國市政の實際を明かにし、第七章には地方都市の社會的活動を瞥見し、以て第八章、第九章に於て取扱ふメトロポリス首府ロンドンの市政研究に至つてゐる。また別に附録として、英蘭土の市政のうち主なる規定を採録せるものと、千八百九十二年ロンドン自由黨支部の採擇せるロンドン市政政綱と、千八百九十四年の大倫敦建設に關する委員會の報告書を再録して讀者を啓蒙せんとしてゐる。

同年十月に上梓せられた同氏の『ヨーロッパ大陸に於る市政』は「英國に於る市政」の姉妹篇をなすもので、兩々相俟つて、市政研究の根本態度を米國讀者に訓へんとしたものであらう。本書は先づ、近代都市の典型として、巴里市の市政につき百五十頁を費し、次いで第二章に於て佛國市制を説明し、第四、第五章に於て、白耳義、和蘭陀、西班牙、伊太利の市制を略述し、第五、第六章に於ては獨逸の市政組織及び其の職責を説明し、第七章に於ては、特にハンブルグ自由市を取り上げて同市の衛生施設改善の狀況を述べ、第八章に於てはウインナ市、第九章に於ては、ブタベスト市を選び、兩市の發展過程を述べつつ、市政の近代化に關する著者の見解を吐露してゐる。題目の順序、及び其の取扱ひ方に於て、著者が如何に、自國の市政改善に對する啓蒙的役割を果さんかと努めてゐることは全巻を通じて窺はれるところである。本書も亦、附録として、當時の巴里、伯林兩市の豫算を載せ、最後に、千八百八十四年四月發布にかゝる佛國市町村制の主要なる規定を再録してゐる。

以上、アルバート・ショウ氏の兩書は、市政概論と言ふよりも、英國並に歐洲大陸に於る市政の經驗及び實情を紹介して、アメリカに於る、市政改革の實際的要求に資せんとしたものであるが、其の影響の如何に大であつたかは、發兌後一年ならずして、數版を重ねたるを見ても知る事が出来る。因に著者が有數の政治評論家として、長く *Reviews of Reviews* 誌上に健筆を揮つてゐたことは周知の通りである。

グッドナウ教授の *Municipal Home Rule* は市政論史上、劃期的な著作であるが、これは前記アルバート・ショウ氏が、英國並に大陸の市政紹介及び評論に始終せるのと異り、主として法制論的立場に立つて書かれたものである。之のことは同書の序文中に於て教授自ら、當時市政論の研究は極めて初歩の状態にあるから、現行の米國法制の下を以て、自治體が如何なる範圍に於て、自治を許容せらるべきやと云ふ問題に限定するを以て聲明のことと

述べてゐるのを以て明白である。随つて傍題に『行政上の二考察』A Study of Administrationと題々斷つてゐる。しかし乍ら、本書が單に行政法上の研究に止るものでないことは、教授の政治學に於る蘊蓄に照して當然のことであり、教授も自ら本書が法律的立場と同時に政治的立場からしても江湖を裨益すべきを希望してをられる次第である。Municipal Home Rule はケイス・メソッドを採用し、全卷に引用せられたる訴訟事件實に二百七十有餘件に及んでゐる。

次いで千八百九十七年に發表せられたる教授の『市政問題研究』(Municipal Problems)は、前記の『都市自治論』の續編とも見做す可きものであつて、主として政治學的立場に立つて、著はされたものであり、殆んど現在の市政論の體裁に近いものである。先づ第一章に、合衆國に於ける市政組織の沿革を論じ、第二章に都市の地位を明かにし、第三章には自治行政の範圍を説明し、第四章には都市と州政府との關係を考察し、轉じて、第五、六章を歐洲並に英國に於ける中央政府の自治監督の紹介に當て、次いで再轉して、第七章は自治體に於る普通選舉の問題、第八章は市政に於る政黨の問題を取扱ひ、第九章は市會、第十章は執行機關の説明に當て、最後に『都制』の問題に言及して卷を終つてゐる。

ドルマン・ブリヂマン・イートン氏の Government of Municipalities (1899) はシヴィク・リフォーマーとして同氏の市政改革に對する熱意より著はされたる獨自の名著である。序論として、當時のアメリカに於る市政状態が如何にして招來せられたかを論じ、並びに之れが改善を要すべき諸々の問題を提起し、第二章にはアメリカ市政に於ける弊弊の性質を指摘し、第三章は市政に介入する政黨の問題を論じ、ついで之れが具體的事例としてクマニ・ホールズの解剖に四、五、六の三章を費し、第七章、第八章は斯かる弊害に對する救濟策として merit system

の採用を提唱してゐる。第九章は候補者推薦及び投票の問題を論じ、第十章は市會と市長の關係を、第十一章は市會の組織を考察する。第十二章、第十三章は轉じて、英國並びに歐洲大陸に於る市政組織と其の結果を説明して、他山の石となし、第十四章は市長の選舉、その權限、その職責の檢討に當ててゐる。更に第十五、第十六、第十七章の三章には都市に於る學校行政、衛生行政、警察行政、司法行政の實際問題を取扱ひ、最後に都市膨脹、並に政黨政治に於る一の教訓として、大紐育市の市制を取上げて之を縱横に論じてゐる。

以上、アルバート・ショウ、フランク・ジョッソン・グッドナウ、ドルマン・ブリチマン・イートン三氏の著作は其の企圖、その立場いづれも異つたものであり、勿論、今日の市政概論の如きものではないが、少くとも其の先蹤として、市政論の礎石を置いたものであると云ふ可きである。(以下次號)